

京都市告示第596号

京都市宇津峡公園の指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市宇津峡公園条例第4条ただし書の規定に基づき、休園日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成31年2月26日

京都市長 門川 大作

期間	現行休園日	変更休園日
平成31年3月6日から 同年3月27日まで	水曜日 (水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日)	なし

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)